

## P.1 第1, 設問1

2 1, 甲社が, 招集通知にDの請求通りの議題の記載をしなかったことは適当か。

3 2, 本件で甲社は公開会社(会社法(以下, 略)2条5号)であることから, 「取締役会設置会社」である(32  
4 7条1項1号)。そのため, 「株主」Dは本件議題提案権の行使のためには, 「議決権の100分の1以上の議決  
5 権」又は「300個以上の議決権」を, 「6箇月前」から保有していることを要する(303条2項前段)。

6 本件で「株主」Dは, 株主総会の平成29年6月29日から「6箇月」以上前である, 平成24年から株式を  
7 保有している。しかし本件の甲社は, 100株をもって1単元の株式とする旨の定款の定めを設けていること  
8 から, 甲社株主は100株で1議決権を有することになる(308条1項但書)。そのため, 1万株しか有して  
9 いないDは100議決権しか有しておらず, 「300個以上の議決権」を有するとは言えない。

10 そして, 請求時にはDは発行済株式総数の100万株に対応する1万個の「議決権の100分の1」である  
11 100議決権を有していたことになる。しかし, 平成29年5月8日の丙社への募集株式の発行(199条1  
12 項, 201条1項)による発行株式について丙社に議決権行使を認めた結果, 発行済株式総数120万株に対  
13 応する1万2千個の「議決権の100分の1」である120議決権に満たなくなっている。そのため, 要件を  
14 満たさないように思える。

15 では, 本件ではDの請求は保有要件を欠くとして認められないか, 上記保有要件が請求後に満たされなく  
16 なった場合にも認められないか問題となる。

17 (1) そもそも議案提出権の趣旨は, 会社の所有者たる株主の意見を有効に総会決議に反映させ株主の利益を保  
18 護する点にある。しかし, 取締役会設置会社で議決権の保有要件を要求している303条2項の趣旨は, 莫  
19 大な数の株主それぞれに提案権を認めると株主総会の運営の迅速性が害されるから, それを防止する点にあ  
20 る。そうだとすれば, ①株主にとって重要な権利行使の場面であり, ②迅速性確保の必要性が低い場合には,  
21 事後的に要件を満たさなくなった場合にも保有要件が欠けないと考える。

22 (2) 本件は, 平成24年からという長期間にわたって株式を保有しているDの議題提案権の行使であり, Dは甲  
P.2 社の経営に深く関心を持っていることが推認されるから, Dによる議題提案は甲社の業績向上に資する。ま  
24 た, 長期間甲社の経営状況に関心を持っているDであれば, Dの主張する議題について甲社で検討して意見  
25 を反映させる必要も高い。また, 本件の議題の内容は監査等委員である取締役の選任である。監査等委員は,  
26 会社内部で取締役間の上下関係や癒着による監査が行き届かない事態に対応するために設けられており, 取  
27 締役の職務の適正を図るために重要な役職である。そして, Dは甲社が近い将来目指している金融商品取引  
28 所への株式上場のために財務処理や会計の知見を有する取締役が必要であるとの考えに至って本件の権利行  
29 使をしている。そのため, Dの権利行使は甲社の現実の経営方針に沿ったものであり, 重要な意見といえる。  
30 よって, 本件のDの議題提案権は重要な権利行使の場面である(①充足)。

31 また, 確かにDは保有要件の最低ラインである100議決権しか有していなかったものであり, その意見を  
32 反映させることは少数意見にも対応することを要する点で, 株主総会の迅速性を損なうように思える。しか  
33 し, 請求段階で保有要件を満たしていたのであるから, 会社法が最低限迅速性を害さないと判断していた要  
34 件は充足している。そして, 本件で甲社は丙社に対する平成29年5月8日の募集株式の発行で, 基準時た  
35 る平成29年3月31日より後にもかかわらず, 議決権行使を認めている(124条1項)。これ自体は,  
36 基準時制度が会社の事務処理の便宜を図っており, その利益を放棄するのは会社の自由であるから, 甲社か  
37 ら丙社に議決権行使を認めることは問題ない。そうだとすると, 会社の便宜を放棄したことで他の株主に不  
38 利益を甘受させることは妥当ではなく, これによりDが保有要件に満たない株主となりDによる権利行使を  
39 認めることで仮に迅速性が害されても, その不利益は会社が負担すべきといえる。よって, 本件では甲社の  
40 株主総会運営の迅速性確保の必要性が低い(②充足)。

41 したがって, 本件でDに保有要件の充足が認められる。

42 (3) そして, Dは株主総会の平成29年6月29日より「8週間」以上前の同年4月10日に請求をしている  
43 (303条2条後段)。

44 3, よって, Dの請求は303条2項の要件を充足する。そして, 招集通知(299条1項)に議題を記載しな

P. 3 いと株主総会で決議することができないため（309条5項）、上記提案権の目的が達成できない。

46 以上より、本件で甲社が招集通知にDの請求通りの議題の記載をしなかったことは不当である。

47 第2、設問2

48 1、Bの甲社に対する会社法上の損害賠償責任の有無

49 本件で、取締役として「役員等」に当たるBは、任務懈怠に基づく損害賠償責任（423条1項）を負うか。

50 (1) 本件で、甲社とBが利益相反取引の直接取引をしたといえないか（356条1項2号）。「取締役」Bは、  
51 丁社名義で甲「株式会社」と本件賃貸借契約（民法601条）の「取引」をしているから、Bは丁社の「ため  
52 に」甲社と取引したといえ、直接取引に該当する。

53 しかし、本件賃貸借契約に際して会社法上必要な手続は履践されていたため、Bに法令違反行為はない。

54 また、経営判断原則違反の事情も見当たらず、善管注意義務違反（330条、民法644条）もない。その  
55 ため、「任務を怠った」といえないように思える。

56 (2) そうだとしても、本件で甲社は周辺の相場の2倍の賃料を支払っていたのであるから、支払った総賃料で  
57 ある3600万円の半額である1800円の賃料分は会社が通常支払う必要のなかったものといえ、甲社の  
58 「損害」といえる。そのため、356条1項2号に該当する取引で甲社が損害を被っていることから、取引  
59 をしたBには423条3項1号により「任務を怠った」と推定される。

60 (3) よって、任務懈怠と損害との間の因果関係も認められることから、Bは甲社に対して任務懈怠に基づく損  
61 害賠償責任を負う。なお、356条1項2号の直接取引を行った場面であるから、Bは帰責性なくして上記  
62 の責任を負う（428条1項）。

63 2、損害賠償責任の額

64 では、上記の責任をBが負うとして、本件でBはいくらの限度で責任を負うか、責任限定契約（425条1  
65 項）の適用について検討する。

66 (1) 本件で、Bが職務を行うについて「善意かつ重大な過失」がなかったといえるか、善意・無重過失の対象  
P. 4 が明らかでなく問題となる。

68 ア、そもそも責任限定契約とは、役員等に対する事後的な責任追及の範囲を限定することで役員等の萎縮効  
69 果を防止し、もって業務執行者以外の役員等の人材を確保する点にある。そうだとすれば、萎縮効果を防  
70 止するため、責任限定契約の適用される場面は広く認めるべきである。そこで、善意・無重過失の対象は、  
71 損害の発生までではなく、任務懈怠が対象であると考ええる。

72 イ、本件で、確かに賃料が周辺の相場の2倍というかなり高額であれば、これが会社に対して損害を発生さ  
73 せ、Bの任務懈怠を推定させることについて少なくとも軽微な注意義務違反は認められるように思える。

74 しかし、本件では、そもそも利益相反取引についての会社法上の手続は経ているのであり、これが会  
75 社法上の任務を怠ったことになるとBが思っているとはいえず、Bは任務懈怠について善意である。そ  
76 して、本件では甲社が駐車場用地を確保する必要があるが生じているが適当な土地が見つからず、丁社の土地  
77 を得る必要性が高いといえる。そうだとすれば、通常よりも賃料が高かったとしても賃貸借契約をする  
78 ニーズがあった。一方で、Bとしては今回の賃貸借契約について、甲社から賃料の決定をについてBの  
79 意向を尊重する姿勢をとっていたのであるから、自己の意思を多少示して賃料が上がったとしても、甲  
80 社との間の委任関係（民法643条）に反することになると考えなくても不自然ではない。そのため、  
81 Bには甲社との委任関係に基づいて発生する任務を怠らない注意義務があったが、それに軽微な義務違  
82 反があったとは言えない。

83 したがって、Bは任務懈怠について善意・無重過失である。

84 (2) したがって、責任限定契約が適用され、業務執行取締役ではなく監査等委員であるBは「取締役」（42  
85 5条1項1号のハ）に該当するから、一年あたりの報酬額たる600万円に2をかけた1200万円の限度  
86 で責任を負う。

87 3、以上より、本件でBは甲社に対し、1200万円の限度で任務懈怠に基づく損害賠償責任を負う。

88 以上